

総 務 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 9 月 2 1 日 (金曜日)

付議事件

《付託議案》

- 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項
- 議案第 1 3 号 政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 財産の取得について
- 議案第 2 1 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について
- 議案第 2 2 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

出席委員 (6 名)

委 員 長	平 野 浩	副委員長	伊 藤 房 代
委 員	高 木 武 雄	委 員	林 俊 介
委 員	日 下 昭 治	委 員	島 田 和 雄

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (1 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

説明のため出席した者 (2 7 名)

副 市 長 鈴 木 正 美 総 務 課 長 高 埜 英 俊

秘書広報課長	加瀬 寿一
財政課主幹	馬淵 一弘
市民課長	木内 國利
消防長	佐藤 眞一
その他担当 職員	17名

企画課長	加瀬 正彦
税務課長	野口 徳和
会計管理者	木内 孫兵衛
監査委員 事務局員	林 久男

事務局職員出席者

事務局長	宮本 英一
主査	穴澤 昭和

事務局次長	石毛 健一
-------	-------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（平野 浩） おはようございます。

総務常任委員会ということで、大変お忙しい中ご苦労さまでございます。

ここで、委員会を開会する前にあらかじめご了承願います。

議会だより取材のため、この後、職員が委員会室内の写真撮影を行いますので、ご了承願います。

ただいまの出席委員は 6 名、委員会は成立いたしました。

それでは、総務常任委員会を開会いたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。本日、付託されました議案、7 議案について審査をしていただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げまして、簡単ではございますけれども、あいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案説明のため、副市長、担当課長及び職員の出席を求めました。

それでは、執行部を代表して鈴木副市長よりごあいさつをお願いいたします。

○副市長（鈴木正美） おはようございます。

本日は、嶋田議長にご出席いただきまして総務常任委員会ということで、委員の皆様方にはご多忙の中、大変ありがとうございます。

本日の委員会に執行部の方からご審議をお願いしております案件は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の所管事項、それから議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部改正、それから議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部改正、議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正、それから議案第19号、財産の取得、それから議案第21号と議案第22号は、それぞれ市の区域内の字の区域及び名称の変更、以上の7議案でございます。

執行部といたしましても、ご質問等に対しまして的確、簡潔に答弁するよう努めてまいりますので、どうぞよろしくご審査いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさ

させていただきます。

○委員長（平野 浩） ありがとうございます。

議案の説明、質疑

○委員長（平野 浩） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る９月６日の本会議におきまして本委員会に付託されました議案は、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、財産の取得について、議案第21号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第22号、市の区域内の字の区域及び名称の変更についての７議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第10号中の所管事項について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） では、議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算（第１号）について補足説明を申し上げます。

まず、予算の規模でございますが、今回の補正を加えた後の予算規模は262億7,500万円で、前年度の同期と比較しますと１億4,370万円、0.5%の増で、ほぼ同額となっております。

次に、補正予算には計上しておりませんが、８月１日付で決定しました普通交付税について申し上げます。

平成19年度の交付決定額は61億9,236万6,000円で、当初予算額の60億円に対しまして１億9,236万6,000円の増となっております。なお、この増額分につきましては、今後の補正予算の財源として留保するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

（発言する人あり）

- 財政課主幹（馬淵一弘） それでは数字についてもう一度ご説明させていただきます。

平成19年度の交付決定額でございますけれども、61億9,236万6,000円です。当初予算の額は60億円でございます、1億9,236万6,000円の増となっております。

以上でございます。よろしくお願いします。

- 委員長（平野 浩） 企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） それでは、一般会計補正予算につきまして1点補足説明をいたします。

予算書の13ページをお願いいたします。

2款総務費の8目電子計算費になります。この一番右側の説明欄、1の電算システム運用事業でございます。1億6,135万3,000円の補正予算をお願いしてございます。

この内容でございますが、当初予算時におきまして、後期高齢者医療制度の電算システムなんですけれども、運用面における広域連合と市町村の制度運用組織の体制が確立しておりませんで、今回補正するような形になりました。

内容でございますが、大きく分けまして後期高齢者システムの新規の導入と、それから既存システムの改修がございます。新規のシステムの導入は、後期高齢者パッケージのソフト、いわゆる動かすためのソフト、それにハードの機器類、これらの導入。それから、既存システムの改修でございますが、現在、旭市で運用してございます国保のシステム、この後期高齢者医療制度に対応する改修がございまして、これについては国保の中の資格、収納、賦課関係の改修をしていく、そういうものがございます。それから、住民記録を基本といたしました基幹系のシステムがございまして、これら、例えば住民記録、住民基本台帳、外国人登録、その他の税関係、滞納システム、老人医療、介護関係システム等、国保のシステムを含めまして基幹系で24のシステムがあるんですけれども、このうち12のシステムに改良を加えるということで、少し高額な補正予算になっております。

あともう1点、法改正に伴います退職医療の経過措置分としての改修を540万円ほど見込んでおります。それでこの額になっているということでございます。

よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） それでは、補正予算書の16ページをお願いしたいと思います。

9款1項3目災害対策費の防災無線統合整備事業、13節の委託料、防災行政無線設計委託料470万円でございます。

これは、平成17年度から進めております旧1市3町の防災無線の統合化、それと併せましてデジタル化のためのものでありまして、デジタル防災行政無線システムの実施設計を業務委託するための委託料の計上でございます。

本日、お手元に関連資料をお届けしてございます。旭市デジタル防災無線整備事業（概要）と書いたものと、それから系統図が現行のものと新しく整備するもの、新しいシステム、合計で3枚資料をお届けしてございますが、ご覧いただけますでしょうか。

その概要をご覧いただきたいと思います。

下の方の表なんですけれども、平成17年度に基本設計を行ってございますけれども、18年度からのまちづくり交付金の採択を得ることができましたので、今議会で実施設計の補正をお願いいたしまして、主に20年度と21年度で事業を行います。一部は22年度に残ってしまいますけれども、このような形で事業を進めたいと考えております。

当初は5か年の計画を立ててやろうということでございましたが、まちづくり交付金という有利な財源を得たこと、それから市民の安全に直接関係するものであること、それと10月にスタートいたします緊急地震速報に早く対応したいということ、それから、現行のシステムですけれども、かなり老朽化が進んでおりまして故障も結構多く発生しているということ等から、早期に整備したいというふうに考えたところでございます。

基本設計では、現行の旧1市3町のシステムを統合することを重点にいたしまして、机上で設計しております。実地調査は行っておりません。今回はそれを基にいたしまして、実際に電波の届く状況を実地に調査しながら、屋外子局、ハンザマストの配置等、4地区のバランスに配慮しながら、来年度の配置に備えた実施設計をしたいというふうに考えております。

実はそのマストなんですけれども、旧1市3町でかなりばらつきがございます。旭市と干潟町では初めにマストを整備しまして、それである程度全体をカバーして、それから戸別受信機を配布いたしました。海上町では、マストよりも戸別受信機を初めから配布いたしましたので、マストの数にちょっとばらつきがありますので、合併して1つの市になって、これから新しいシステムをつくるわけでございますので、その辺のバランスも考慮しながら考えていきたいというふうに思っております。

事業の主な内容でございますけれども、親局は本庁舎に、それから再送信局、これは中継局でございますけれども、海上、飯岡、干潟地区の各1か所、遠隔装置、これは夜間の放送に対応するものでございますが、それを消防本部に設置を予定いたしまして、戸別受信機につきましては市の備品として購入することで、まちづくり交付金の対象とすることができま

した。それから、電波の届きにくいところには外部アンテナを設置いたしまして、聴覚障害のある方にも文字でお知らせすることができるように、外部インターフェース、「外部 I F」と書いてございますが、それを用意いたします。

それから、じゃこの事業の財源はどういうふうになるのかということでございますけれども、資料に記載してございますのは基本設計の時に積み上げたもので、24億5,000万円ということでございます。

その内訳でございますけれども、まちづくり交付金の計画区域内はその対象事業として交付金が出ます。それから、出ない所は単独事業ということになるわけでございますけれども、まちづくり交付金対象事業分が、基幹事業分と提案事業分の2つの事業があるんですけれども、合わせまして13億1,000万円程度、これは親局と交付金の計画区域内の屋外子局、それから戸別受信機が対象となります。それから、単独事業分が約11億4,000万円、これは交付金区域外の設備でございます。

両事業分を合わせた財源でございますが、まちづくり交付金が5億2,000万円余り、それから合併特例債が18億3,000万円。1市3町の合併に伴うものでございますし、合併に際する計画にのっておりますので、特例債が使えると考えております。それから、一般財源が1億円弱というふうに予定しております。

以上です。

○委員長（平野 浩） ほかにありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第10号中の所管事項について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、5ページの地方債の補正のところの質問をします。

これは、消防債が750万円増額されたというような案件でありますけれども、先日、9月12日でしたけれども、読売新聞に旭市の実質公債費比率が18%を上回って、18%を上回ったということは起債に当たりましては知事の許可が必要になると、こういったようなことが報道されていたわけでありまして、このことについては前々から財政の方から説明は受けておりましたけれども、こういうことになって今回初めての起債じゃないかなというふうに思っております。これまでは協議というような形で起債が認められていたと思いますけれども、知事の許可というようなことに今回なりまして、実際の手続きはどのようなものであ

ったか、その辺をお伺いします。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） それではお答えします。

消防施設整備事業債につきましては、先ほどお話ししましたように、国庫補助金の採択に係る地方債の増額ということで申請を出しまして、これにつきましては問題なく許可を得られています。

以上でございます。

（発言する人あり）

- 委員長（平野 浩） 財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） 地方債につきましては、18年から変更になったわけですが、けれども、今までも申請を出して許可をいただいていたんですけれども、今回18%を超しまして、許可という形で申請を出しておりますけれども、これについても問題なく許可を得られたということでございます。

以上でございます。

- 委員長（平野 浩） 島田委員。

- 委員（島田和雄） そうしますと、知事の同意が得られたということでいいんでしょうか。

それと、協議から許可というような団体になったわけですが、これまでと同じような形で、そんなに問題はないというようなことなんですか。その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） 起債の方の、先ほど島田委員がおっしゃいましたように、今までどおり問題なく申請につきましても許可をいただいておりますので、問題ないというふうに……

（発言する人あり）

- 財政課主幹（馬淵一弘） はい、県から許可をいただいているということでございます。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人あり）

- 委員長（平野 浩） 財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） 今後につきましても、問題なく許可をいただけるというふうに市の方では考えてございます。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） じゃ、関連ということでちょっとお聞きしたい点があるんですけども、実は実質公債費比率についてですけども、今年の3月の一般質問で、中央病院の件でしたけれども、中央病院が起債を起こした場合どの程度の実質公債費比率に影響があるのかといったような質問を私はしましたけれども、その際に、財政課長の方から2%程度の上昇だろうといったような答弁があったわけです。200億円ちょっとの起債をするということですけども、今までの旭市の起債の残高が、きのうの新聞にも出ておりましたが、480億円ぐらいですか、そういった中で実質公債費比率が18%を超えたということですが、200億円それに上乗せした場合に、2ポイントの上昇くらいで済むのかなという単純な疑問がありましたので、その辺の計算がどうなっているのかということについてお伺いします。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

実質公債費比率の算定につきましては、基本的には分子に地方債の元利償還金、また公営企業で支払う元利償還金への一般会計からの繰出金、一部事務組合等の公債費の類似経費、これらが算入になります。また、分母につきましては標準財政規模を置いて算出されるということになります。

今のご質問の病院の再整備事業の起債209億円につきましては、財政投融资、また銀行からの借入れを行う予定でございます。財政投融资につきましては30年間、それと銀行の借入れにつきましては15年間で償還をしていく計画になってございます。この元利償還金の2分の1が一般会計からの繰出金として、実質公債費比率の、先ほどお話ししました分子の方に新たに算入されるということになります。また、現在、中央病院の方では決済につきましては毎年減少しておりますので、この分は減額されるということになります。

病院の再整備事業の起債につきましては、先ほどお話ししましたように償還の年数が長いということで、実質公債費比率への影響というのが低くなる、そういうことでございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

- 委員（高木武雄） 先ほどるる説明していただきましたけれども、電子計算費の問題なんですけれども、後期高齢者システムでかかるということは分かりますけれども、当初予算から同じ金額の補正が出ております。これは当初でこの金額を見込めなかったのか、あるいは急遽、当初予算を組んでからこういうシステムを作るとか出たとか、あるいは当初見積もったよりあれが高くなったのか。増えた理由、それを当初で組めなかった理由をお伺いいたします。

それともう一つ、これは先ほど総務課長の方から説明がありましたデジタル整備の件なんですけれども、ちょっと聞き漏らしたか分かりませんでしたけれども、戸別受信機は無料でやると補助対象になるというような、そんな話に聞こえましたんですけれども、こちら辺のところをもう1回お願いをいたします。

以上です。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） それでは、電子計算費の額につきまして当初で見込めなかったのかと。実は、当初で暫定的に後期高齢者の医療システムということで、これは実際には新規のものを入れることができるんじゃないかということで、2,000万円ほど盛り込んでございました。今回それを差し引きまして増額分を補正したということで、実際には大幅な増額になっております。

なぜこういう形になったのかということなんですけれども、千葉県の後期高齢者、連合会なんですけれども、ここでこういう形で実施しますよというシステムがなかなか示されなかったというのが1つ大きな点でございます。これは新年度当初予算を組む段階では全く示されていなかったと。

そういう中で、どういう形で既存のシステムの改修が必要なのかという、そのところは全く出せない状況でございまして、年度当初、年が替わりまして国の方からもこういう形で行きますよというのが示されまして、これがたしか4月だったと思います。それから再度示されたのはこの8月になってからということで、それから、ここも変わる、ここも変わる、ここも変わるという形で積み上げていきまして相当の額になりまして、さらに、もう少し安くできないのかという形でいろいろ交渉した中で、このぐらいの数字におさまったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 説明がちょっと不十分で申し訳ございません。

戸別受信機でございますけれども、市の備品として購入する、つまり取りあえず市役所に置くということで、そうしますと、この区域はまちづくり交付金の区域内ですので、交付金の対象事業となるということです。その後で市民に無償で貸与するというようなことを考えております。

以上です。

- 委員長（平野 浩） 高木委員。

- 委員（高木武雄） 電子計算費の問題なんですが、当時、まだ予算を組む時にはシステムの全体像が見えなかったから、見えたからこういうふうに補正が大きくなったという、そういうふうに理解していいですか。

- 委員長（平野 浩） 企画課長。

- 企画課長（加瀬正彦） そのとおりでございます。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

林委員。

- 委員（林 俊介） 今の高木委員の質問の関連になりますけれども、参考までに、戸別受信機を2万3,000台無償貸与するわけですが、1機当たりどのくらいかかるか分かればお聞かせください。

- 委員長（平野 浩） 林委員の質疑に対し答弁を求めます。

総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 基本計画の数字の中では5万5,000円から6万円の間の数字でございます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

日下委員。

- 委員（日下昭治） 島田和雄委員の方で話ございました実質公債費比率、その辺についてちょっと参考にお聞かせいただきたいと思います。

中央病院の財政投融资は50・50あるいは70なり30だろうと、銀行の方は30だろうというようにいろんな話があり、まだ決定されていないわけですが、例えば50・50の場合と財投の方が70、銀行が30というような率になった時の実質公債費比率の変化があると思うんです、当然、銀行の方は短期間になろうと思いますから。その辺の想定としてはどのくらいの

差が出るのでしょうか。50・50と70と30くらいのあれになった場合に。

- 委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

率的にどのくらいになるかというのはちょっと明確にお答えはできないわけなんですけれども、先ほどお話をさせていただきましたように、財政投融资については30年間、銀行につきましては15年間、その中でパーセントが変わるということは、当然その元利償還金についても薄く長くというような形になるうかと思いますので、その分、その比率が変われば当然実質公債費比率への影響というのも薄くなってくるというようなことで考えてございます。

以上でございます。

- 委員長（平野 浩） 日下委員。

- 委員（日下昭治） 少なからずあるということですか。今ちょっと分からなかったんですが。

- 委員長（平野 浩） 日下委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

- 副市長（鈴木正美） 2 %程度増えるというふうにお話しさせていただいた時の前提は、フィフティー・フィフティーでやっておりますので、今、財政課主幹の方が説明したのは、それより影響は少なくなるだろうと、そういう趣旨でございます。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 先ほどちょっと質問が漏れちゃったんですけれども、許可団体になったわけなんですけれども、この許可団体というのは公債費負担適正化計画というんですか、こういうのを自主的に策定してくださいといったようなことが求められているということらしいんですけれども、その辺はやられているのかどうかお伺いしたいんですけれども。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

許可団体になりますと、公債費負担適正化計画というこれを策定することになります。これにつきましては公債費の負担の適正化の方針ということで、中身的には公債費負担の現状と、あと今後の適正化の図り方ということで計画として策定をさせていただきます。

これにつきましては、今後の適正化の図り方ということでは、現在の地方債、借り入れの

利率の５％以上のものにつきましては繰上償還するとか、借り替えを行うとか、そういった措置をとっていく。また、今後の借入れにつきましても、従来もそうだったんですけども、合併関連事業の推進に当たりましては合併特例債、交付税措置のある有利な財源を活用する。それと、通常の借入れにつきましては極力抑えて、適正化に向けた方策を図っていく。そういったような内容の計画を県の方に出してございます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第10号中の所管事項の質疑を終わります。

続いて、議案第13号について、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
総務課長。

- 総務課長（高埜英俊） 本日、資料といたしまして新旧対照表をお手元にお届けしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

説明といたしましては追加する事項はございませんので、よろしくお願いします。

- 委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第13号について質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

- 委員（高木武雄） これは条文改正ですから質疑じゃないんですけども、今までこういう閲覧請求が何件かあったか、その辺をちょっとお聞かせいただきます。

- 委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

秘書広報課長。

- 秘書広報課長（加瀬寿一） 閲覧でございますが、新聞記者でしょうか、マスコミ関係で年間５件ほどでしょうか。ちょっとはっきり数字はないんですが、あと、一般の方はございません。

- 委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第13号の質疑を終わります。

続いて、議案第14号について、財政課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） それでは補足説明させていただきます。

今回の改正でございますけれども、使用料及び手数料に関する条例の一部を改正するというので、この中の別表でございます。別表は手数料の種類、金額を定めたものでございますけれども、その表の下備考欄、これは現行で郵便で住民票の写しとかの請求を受けた場合に、請求者にそれを送る場合なんですけれども、それにつきまして郵便料の実費をいただくということでございます。今回の改正につきましては、民間事業による信書の送達に関する法律ということで、郵便に加えまして、総務大臣から信書便事業の許可を受けた民間事業者による信書便でも交付の請求ができるとされていますので、改正をするものでございます。

なお、現在、この郵便と同種のサービスを行います一般信書便事業ということでございますけれども、この許可を受けた民間事業はございません。今後サービスを行う民間事業者が参入してきた場合に対応するために、あらかじめ整備をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 財政課の説明は終わりました。

議案第14号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第14号の質疑を終わります。

続いて、議案第16号について、財政課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） 本会議でご説明しました以上に特にございませんので、よろしくお願いいたします。

- 委員長（平野 浩） 財政課の説明は終わりました。

議案第16号について質疑がありましたらお願いいたします。

島田委員。

- 委員（島田和雄） 市営住宅の入居率と最近募集した時の応募の状況についてお伺いいたします。

- 委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

- 財政課主幹（馬淵一弘） それでは、市営住宅の入居率についてご説明いたします。

平成19年9月1日現在で、すべての市営住宅の管理戸数が425戸ございます。入居戸数が384戸、また政策空き家としまして27戸ございます。管理戸数に対しまして入居戸数の率でございますけれども、入居率としましては90.5%でございます。

続きまして、市営住宅の募集状況についてご説明いたします。

平成18年度、前年度ですけれども、その状況からご説明いたします。前年度は募集回数が2回、7月と11月に実施を行いました。募集の戸数は11戸、応募の戸数は45戸ございました。応募の倍率でございますけれども、4.1倍でございます。また、今年度でございますけれども、9月現在で募集回数2回実施をしてございます。4月と8月に実施をしました。募集戸数につきましては10戸、応募戸数につきましては28戸ございました。募集の倍率につきましては2.8倍となっております。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 島田委員。

○委員（島田和雄） 神子議員でしたか、議案質疑の時の答弁で、類似団体と比較して旭市の市営住宅は100戸くらい多いといったようなお話がございましたけれども、その辺に向けて古い住宅を減らしていくといったような市の考え方だろうと思いますが、ただいまお聞きしますとかなり応募してくる方が多いと。需要もかなりあるということだろうと思いますので、その辺も考慮されて、やはり住宅の供給というのをなくしちゃったらずいんじゃないかなというような気もしておりますので、その辺、市としてはどう考えているかお伺いしたいと思います。

○委員長（平野 浩） 島田委員の質疑に対し答弁を求めます。

財政課主幹。

○財政課主幹（馬淵一弘） お答えいたします。

現在解体してございます神西住宅、また双葉団地住宅につきましては、昭和40年から42年にかけて建築された住宅でございます。築40年を経過してございますので、老朽化というのが著しい状況になってございます。また、空き家の戸数も増えている状況から、新規の入居募集をせずに政策空き家として順次用途廃止をしていくわけでございますけれども、現在、先ほど入居の募集をかけたということでありまして、希望者を見ますと、ほとんどの方が安い住宅を求めてということで、そういうことから募集をしてきているような状況でございますので、今現在のものを建て替えとかリニューアルした段階では、家賃についても引き上げをすることになるかと思えます。

それをやった後で、実際に募集をかけた段階でそういった方が募集に応じてくるかということも考えてございますので、現在のところ、前に神子議員にご答弁させていただきましたけれども、類似団体を100戸余り上回ってございますので、その辺、老朽化の著しい状態に

については解体をしていきまして、一定数になった段階で既存住宅の改修を含めた検討をしていきたいと、このように考えてございます。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

高木委員。

○委員（高木武雄） ただいまの島田委員の質問とほぼ同じものなんですけれども、この席で質問していいかわからない、政策的な話なんですけれども、今、市の人口を増やすためにやはり住宅が必要、これはもう分かり切った話で、そして今のこれを、政策的な話を課長から答弁を求めるのもちょっと酷だと思いますけれども、確かに今どんどん老朽化している、これが現実でございます。その後どうするか。旧干潟町で結構、住宅を建てましたらどんどん募集があって人気がよく、十分満杯に入っている。これは政策的な話で、ここで答弁できるかできないかは別としても、そういうことでこれからの住宅政策をどのように進めるのかお願いいたします。

○委員長（平野 浩） 高木委員の質疑に対し答弁を求めます。

副市長。

○副市長（鈴木正美） 政策的な話ということで私の方から、お答えになっているかどうか分かりませんが。

私も県にいた時に住宅課にいたことがあるんですけども、社会のセーフティーネットということで、生活保護とか極めて所得の少ない方のためにできるだけ最低限のものを確保しようということでございます。

先ほど財政課の主幹の方からも話がありましたように、安いから単に来るという方もその中に結構おりまして、その方たちが倍率を引き上げているという側面も実際はあるようでございます。本当に必要な人に入っていただくということは十分必要だというふうに考えておりますので、今後、本当に住めないような、老朽化して危険な所について募集して入れていくわけにもまいりませんが、ある時点になりましたら全体を見直しまして、改修とかそういった形、場合によっては、県なんかはやったんですけども市の財政でできるかどうか分かりませんが、平屋だったのを2階建てにするとかという形にすれば戸数が増えるとか、そういったこともあります。今後少し状況を見ながら、当面政策空き家とかなんかで危険な部分はある程度、ほかの類似団体に比べて減るところまでいくわけにはいきませんが、その辺の推移を見ながら考えさせていただければというふうに思います。

○委員長（平野 浩） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第16号の質疑を終わります。

続いて、議案第19号について、担当課より補足して説明がありましたらお願いいたします。
消防長。

○消防長（佐藤眞一） それでは、議案第19号につきまして補足説明を申し上げます。

水槽付消防ポンプ自動車の仕様等について申し上げますが、まず、この消防ポンプ自動車の配備先は海上方面隊第2分団第1部であります。管轄地域としては広原区です。

型式としましては、1-A型、水量につきましては1,500リットル、この車の車種につきましては4トン級のダブルキャブで、後輪駆動式の水冷のディーゼルであります。主要装備としましては、ホースあるいは吸管等は標準の装備でありますけれども、ポンプにつきましてはA2級の消防ポンプでございます。

以上であります。

○委員長（平野 浩） 担当課の説明は終わりました。

議案第19号について質疑がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第19号の質疑を終わります。

続いて、議案第21号及び議案第22号については関連がありますので一括して、総務課より補足して説明がありましたらお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（高埜英俊） 本日、お手元に色刷りの資料をお届けしてございます。万才 期地区と万力地区ということで、それぞれの新旧対照表と図面でございます。

特にご説明することはございません。

以上でございます。

○委員長（平野 浩） 総務課の説明は終わりました。

議案第21号及び議案第22号について質疑がありましたら一括でお願いいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（平野 浩） 特にないようですので、議案第21号及び議案第22号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長（平野 浩） これより討論を省略して議案の採決を行います。

議案第10号、平成19年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第13号、政治倫理の確立のための旭市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

議案第14号、旭市使用料及び手数料に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

議案第16号、旭市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

議案第19号、財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（平野 浩） 全員賛成。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

議案第21号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

議案第22号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(平野 浩) 全員賛成。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(平野 浩) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(平野 浩) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管課は随時報告をしてください。

副市長。

- 副市長(鈴木正美) 座ったままで失礼いたします。

本来、財政課長からご説明させていただくことですが、旭市建設工事等入札及び契約制度につきましては、これまで入札の透明性や競争性の確保ということで議会の方からさまざまなご意見をいただきまして、6月議会でもお話がございまして、その時に若干遅いのではないかとということでお叱りも受けたわけですが、その状況についてご説明申し上げます。

これまで6回ほど議論を庁内的に検討委員会で行わせていただいております。その中で、5月8日に発足いたしまして6月21日の第3回目の委員会におきまして3億円から1億円以上に引き上げをするということで、こちらにつきましては本会議でちょっとまだ私の方から明確に申し上げられなくて大変申し訳なかったんですが、21日の委員会で正式に決定をいた

しまして、27日の全員協議会の方で報告をさせていただいたということでございます。

郵便によるダイレクト入札につきましては、10月をめどに考えていくということで、いろいろその後準備をしまいいりまして、試行要領等も内部的に検討いたしまして、これでいけるという形になりましたので、実は9月19日に市内の登録業者の方への説明会を開催させていただきました。92業者があるんですが、91業者に参加をいただきました。市外の方はホームページ等で見ていただくということで、市内の業者に対してきめ細かくご説明をさせていただくということで開催をさせていただきました。1社出られないということで話があったんですが、その1社についてはご不幸があってそちらの方で出られないということで、後で書類をとりに見えまして財政課の方でご説明をさせていただくということになっておりますので、市内の登録業者につきましては、きめ細かな説明会といいますかお話をさせていただいたと考えております。

時期につきましては、10月1日からダイレクト入札を施行いたします。これは市長の政務報告にもございましたが、これにつきまして混乱のないように進めてまいりたいと考えております。庁内的な説明会も既に8月末に終了いたしましたので、関係課ともどもきっちりとした形で進めさせていただきたいと思いますので、委員の皆様方にもご理解をいただければと思います。

ちょっと長くなってしまいましたが、私から報告でございます。

- 委員長（平野 浩） それでは、所管事項の報告でございますが、何かお聞きしたいことがありましたらお願いいたします。

（「まだあります」の声あり）

- 委員長（平野 浩） 企画課長。
- 企画課長（加瀬正彦） すみません。資料をお配りしてございますので、ご覧いただきたいと思います。

コミュニティバスの再編ということで、今の見直しの状況につきまして簡単にご説明申し上げます。

コミュニティバスの運行事業につきましては、病院へのバス、それから高齢者の足ということで、旧市町ごとにそれぞれ基盤となって運行しているそのルートを持っております。これは、行革の中で平成21年4月に全面的に見直しますよという方針であったわけですが、これも、これを1年前倒しいたしまして、今年度、既に4回ほど検討委員会を開催いたしまして、20年4月をめどに見直しできるように進めております。この考え方なんですけれども、

ちょっとご説明いたします。

資料の２ページをお願いいたします。

旭地区につきましては、平成18年４月１日からの本格運行でございますので、ここについてはいまいし実績を見たいと。

それから、飯岡地区のルートでございますが、合併時に14便ございました。18年４月に１便減らしまして13便になっております。これを乗車率の悪い部分の２便を削って、もう１便、朝１便が重複している部分がありますのでこれを削りまして、この部分をバスの運行の少ない干潟ルートへ回したらどうだろうと、そういう考えで検討委員会の方で、話し合っております。今その方向でいきつつあります。

それと、海上地区のルートでございますが、これは、旧干潟のＪＡの万才支所をスタートして東庄町を通過して海上から中央病院と、そういうルートでございました。実際に東庄町を通過しているのが無駄ではないかということで、その東庄町を通過しているルートを台地の方に回して、そのままぐるっと回るようなルートにしたらどうだろうということで、バスの検討委員会の中で検討していただいております。それでほばいけるのではないかとということで、従来行きが３便、帰りが４便であったものを、そのまま７便を確保したままで循環ルートにしていくという形でございます。かねて要望の強かった海上支所を経由していく、そのような形でルートを再編してございます。

それから、干潟地区なんですけれども、これは非常に距離が長くなってしまうんですけれども、中央病院から実際には萬歳、それから鍋木、その辺を拾いながら干潟駅というのが基本のルートになります。それで、飯岡で減らした３便をそのままこちらの方の干潟で走らせる。

それから、従来香取市から共同運行しておりましたのが、行きが２便、帰りが２便ございましたので、このバスを干潟地区の中で循環するような形で中央病院まで走らせる、そういった形でうまく持っていけば、費用を従来どおり抑えながら再編ができるのではないかと。

それからあと、旧市町をぐるっと連携するようなバスというような話もあったんですけれども、これにつきましては非常に時間がかかる、距離が長くなるということで非常に難しいことから、今回はやはりそれぞれの旧市町の地区を基本に再編を考えていく。

それから、干潟地区につきましては実際に乗車実績がどのくらいになるかまだ分かりません。ですので、干潟地区につきましては、できれば試行運転という考え方で一度走らせて、それから便数については調整させていただきたいというふうに考えております。

あと、3ページ以降はそれぞれのルートを示しました図になっております。これはきょう後ほどバスのルートにつきまして、海上と干潟地区につきましては視察という形になりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

今、考え方としてはそのような形で、20年4月を目指して検討委員会を進めているということでご報告申し上げます。

以上です。

- 委員長（平野 浩） それでは、所管事項の報告でございましたが、何かお聞きたいことがありましたらお願いいたします。

日下委員。

- 委員（日下昭治） バスのルートの方は現場で聞いてもよろしいかと思ひますけれども、この黄色い点は停留所の位置になるんですか。
- 企画課長（加瀬正彦） 5ページを見ていただいて、これは海上地区のルートの案なんですけれども、黄色い点はポイントです。停留所ではございません。停留所をどこにしたらいいかは、ルートが決まらなると停留所を設定できないということで、通るポイントになっています。
- 委員長（平野 浩） ほかにお聞きたいことはありますか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（平野 浩） 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

-
- 委員長（平野 浩） 以上をもちまして審査は全部終了いたしました。
これにて本委員会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時 1分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 平 野 浩